令 和 5 年

第9回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐渡市教育委員会

	令和5年 第9	回定例,	臨 時 委員会	会 議 事 録
	委 員	会	∃ 程	会場
開会日時	令和5年6月2	28 日 午前(後 3時00分	両津地区公民館 3階
閉会日時	令和5年6月2	28 日 午前(後 4時21分	第1学習室
延会日時	令和 年 月	日 午i	前・後時	分
出	席者	欠 席	委員	会議録署名委員
教育長	香遠 正浩			瀧川 紀子
1番委員 池	1 典比古			岩崎 奈美
2番委員 瀧	訓 紀子			
3番委員 岩				
4番委員 後	譲藤 まき子			
	議案説	明のた	め出席し	た職員
教育次長。 鈴木健一郎 学校教育課				
教育次長 兼	教育総務課長		課長	柳澤 正二
	磯部	抻浩	管理主事	本間 智英
教育次長補佐兼社会教育課長				
市橋 秀紀				
教育総務課				
課長補佐	中田	=		
総務係主任				
10400 M工L 7141 E关				
the min				
傍 聴 人	有•無			
報告の	「議事の概要」	のとおり		
更旨				

会議で行った選挙の結果なし

会議に付議した事件の題目

議案第74号 佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について

議案第75号 佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について

議案第76号 佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について

議案第77号 佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱について

議案第78号 佐渡市学校運営協議会委員の委嘱について

報告事項 1 学校情報について

2 休日の地域クラブ活動の進捗状況について

3 佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金交付要綱の一部 改正について

4 その他

次回会議開催日

採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数

なし

請願、陳情 有・(無) 有の場合、別紙のとおり

その他必要と認めた事項

特になし

【議事の概要】

- 香遠教育長
- ◎本定例教育委員会は、午後3時から開催した。
- ・ ただ今から令和5年第9回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。
- ・ 初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の 署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、滝川委員と岩 崎委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- ・ 次に、日程第2、議案第74号「佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を 改正する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。

· 栁澤学校教 育課長

【説明要旨】

- ・ この改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護 休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険 法の改正に合わせて、外国語指導助手の就業規則にも適用させる必要があ ることから、今回の一部改正をお願いするものであります。
- ・ 資料4ページの新旧対照表の第16条特別休暇ですが、「出産の日後8週」から「出産の日以後1年」に改めるものであります。
- ・ また、第 16 条第 14 号の中で、「一の年度において」を「任期中において」と改めるものです。
- ・ また、第17号の「参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間」を新たに加えるものです。
- ・ 同様に次の第19号「妊娠中の女子の外国語指導助手の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休息し、又は捕食するために必要と認められる時間」も新たに加えるものです。
- ・ 次に、第 16 号を第 17 号に、第 17 号から第 20 号までを第 18 号から第 22 号までに改めるものです。
- ・ さらに、第17条にただし書き及び2号を加えます。ただし書きにつきまし

ては、「当該子について、既に2回の育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。」というものであります。

・ また、2号は(1)は子の出生の日から8週間を経過する日までの期間 内に、外国語指導助手が当該子についてする育児休業(次号に掲げる育児 休業を除く。)のうち最初のもの及び2回目のもので、(2)外国語指導 助手が任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業(当該参加 者が、任期を更新され、又は任期の満了後引き続いて任命権者を同じくす る職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新 前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。)です。

- ・ 次に免職・休職等、第29条ですが、括弧書きの「第31条第2号の日数 において同じ。」を加えます。この第31条第2号の部分につきましては、 前に書いてあります「勤務を要しない日及び休日を含む。」も第31条第2号の日数において適用させるという意味です。
- ・ 最後に 7 ページ「休暇及び休職の手続」について、第 33 条で同項第 8 号 から第 19 号までを同項第 8 号から第 21 号までに改め、同項第 19 号を同項 第 22 号に改めます。また、第 32 条第 1 項を前条第 1 項に改めるものです。この前条第 1 項が第 32 条第 1 項のことになります。改正の説明については 以上です。
- 香遠教育長
- 委員全員
- 香遠教育長
- ただ今の説明に対して質疑等はありますか。
- 質疑なし
- 質疑なしと認めます。
- ・ それではこれより採択いたします。本案は原案どおり決することにご異 議ありませんか。
- 委員全員
- 香遠教育長
- 異議なし
- 異議なしと認めます。
- ・ よって、議案第74号「佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を改正する 規則の制定について」は、原案どおり可決されました。
- ・ 次に、日程第3、議案第75号から日程第6、議案第78号及び日程第7、報告事項の1については、「人事及び個人情報に関する内容が含まれている」ことから、また、報告事項の2については、「佐渡市地域クラブ活動推進協議会での協議前であること」から、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により「秘密会」としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- 委員全員
- · 香遠教育長
- 举手
- ・ 全会一致によりまして、議案第75号から議案第78号までと報告事項の 1、及び2については秘密会とすることといたします。

【秘密会】

- ・ 議案第75号「佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、磯部教育総務課長より説明する。
- ・ 議案第76号「佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、磯部教育総務課長より説明する。

【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】

- ・ 議案第77号「佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱について」、磯部教育総務課長より説明する。

【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】

- 報告事項1「学校情報について」、本間管理主事より説明する。
- ・ 報告事項2「休日の地域クラブ活動の進捗状況について」、栁澤学校教育 課長より説明する。

【以上の報告については、質疑を経て終了した。】

- ・ 報告事項の3「佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助 • 香渍教育長 金交付要綱の一部改正について」、事務局の説明を求めます。
- 磯部教育総 務課長

【説明要旨】

- 資料の19ページをご覧ください。地域クラブも中体連の大会に登録可 能となったことに伴い、登録クラブが参加する場合も学校の部活動同様の 補助制度を受けられるよう、今回改正させてもらいました。
- 併せて、今までは学校の先生の方で、要保護、準要保護の児童生徒を見 ていただき負担のない形で取り扱っていましたが、地域クラブとなると、 誰が対象となるかクラブでは分からないので、そのご家庭の方から申請し てもらい、無償化するものが今回の改正です。
- ただ今の説明に対して質疑等はありますか。
- この地域クラブ等で、対象となるクラブというのは、例えば体協に所属 しているとか、優良指導者がいるという地域クラブではなく、少数のクラブ でも、上の大会に行くときには補助金対象となるということですか。
- ・ 今考えているのは、従来の部活動でやっていたものが、今後、地域クラ ブで出ても大丈夫なようにしております。また、部活動に関係ないものは 従来どおり、社会教育の補助でお願いしたいと思います。今回、四つの団 体が中体連に登録しているかと思いますので、そちらには連絡をさせてい ただいております。

務課長

• 磯部教育総

• 香遠教育長

• 後藤委員

- 市橋社会教 育課長
- 後藤委員
- 香遠教育長
- · 市橋社会教 育課長

- 大会に出るということで、中体連に登録したチームのみ教育委員会から 補助をするという考え方が今回の要綱の意味合いです。
- エンジョイ型とかいろいろ、クラブを超えて参加できるというところで、 上位になってという時に、補助対象になっていくのかどうかと思ったとこ ろです。
- それで言いますと、エンジョイ型の中にある、例えばダンスのクラブチ ームが、今年度は登録していないが、次年度以降を中体連に登録をすればそ のチームが対象になるのでしょうか。
- ・ 申し訳ありません。エンジョイ型は、基本的に1度きりの体験教室です。 毎月違う内容の教室を選ぶことでいろいろな体験をして欲しいというもの です。また、継続していくのがスキップ型で、月1回程度で1年間やっても、 クラブチームができるかは分かりませんが、そのクラブチームが中体連の大 会などに出る時には補助金を受けられます。エンジョイ型も、多くの人が継 続して練習するようになると、中体連に登録する可能性も出てくるとは思い
- 後藤委員
- 中体連に登録した地域クラブということを考えているのですね。
- 市橋社会教 ・ はい、そのように考えております。

育課長

- 後藤委員
- 磯部教育総 務課長
- 後藤委員
- 磯部教育総 務課長
- ・後藤委員
- ・池委員
- 磯部教育総

務課課長

- ・池委員
- 磯部教育総

務課長

- ・池委員
- 務課長
- 香遠教育長
- 池委員
- 育課長
- ・池委員

務課長

- わかりました。ありがとうございました。
- ・ 今までは学校の部活動しか中体連の大会に出られなかったものが、登録 すれば地域クラブも出られるようになります。
- はい。
- 学校のクラブは補助がつくが、地域クラブでは補助がつかないという不 平等をなくそうということです。
- わかりました。ありがとうございました。
- 中等についても補助金が出る形になりましたか。部活動とか出ています か。以前に、出るようになる話があった気がしますが。あれは交通費だけで したでしょうか。
- いえ、それは県の方でやっているのではないでしょうか。
- 補助金ですか?
- 補助金かどうかは分かりません。
- 県から出ていますか。補助金がどの程度出ているか分からないのですが。
- ・磯部教育総 ・ 補助金ではないのかもしれません。
 - |・ 出ていないですよね。
 - ということは、中等の方は遠征に行くのも出ないということですか。
- ・栁澤学校教 ・ 佐渡市の方からは出ていません。
- 磯部教育総 ・ 出るとしても県立ですので、県からだと思います。
 - 県立は分かります。もう一つ、出ていないのであれば、関わるところで、 地域クラブ活動に中等の子も入りたいということも出てくると思います。 そのチームに入った場合には、補助が出るのか出ないのか。この要綱では 「市立学校の児童及び生徒」となっていますが、中等の子が地域クラブに 入って活動するとなった時に、これでいくと、中等の子は出ない。地域ク ラブは合同チームだから、クラブではないですが。そういう形で地域に入 ってくる時に、中等の子どもらもそういった補助がどんな取扱いになるの かなということが疑問になります。
- 磯部教育総 務課長
- 香遠教育長
- 市橋社会教 育課長
- ・ すみません。県の方の動きを把握していないので、それも含めて、対策 を考えていきたいと思います。
- 市橋社会教育課長。
- ・ すみません。エンジョイ型、スキップ型、共に中等の子どもたちも参加 する方向で考えています。そのため、学校説明、校長会、校長先生への説 明会には、中等の先生も招いて説明しております。
- ・池委員
- そうであると、これが新しい要綱という形で出るのは今の段階ではどう

なのかなという気がします。それがはっきりしないと、新たなという形ではできないと思います。

- これは、急いでいるのですか。来月に回せますか。
- ・ すみません。これは改正後の報告になります。確認をして、必要とあれば更に検討をしていきたいと思います。
- 報告でしたね。すみません。
- ・ では、今のご指摘に対して確認をし、次回ご説明をさせていただきま す。他、いかがでしょうか。
- ・ すみません。例えばクラブチームですが、中体連の大会以外の大会がい ろいろありますが、その場合は、補助対象は中体連が対象、補助というこ とでしょうか。
- ・ 中体連の大会以外の基準、決まった大会がありますので、そこは同じ条件にしたいと思っております。ただ全部のクラブではありません。
- はい。ありがとうございます。
- 他にいかがでしょうか。
- 質疑なし
- ・ 他には質疑なしと認めます。次に、報告事項の4、「その他」ですが、 委員の皆様から何かありますか。
- 今年度の二十歳のつどいのご案内をいただきありがとうございます。任期3年目で2回参加して、気づいたことと、保護者と生徒さんからも若干あった声ですが、後日写真注文が届いたときに、会場内でフリー写真を撮っていたことに気づくそうです。報道のカメラと思って避けていて、最終的に見たら、笑顔いっぱいで他の学校の人が映っていたのに、知らなくて自分は映らなかったと後から聞くことがありました。
- ・ 例えば、「後日注文できる写真のカメラマンが会場内を回っています。」 と、呼びかけるようなものがあるといいと思います。二十歳のつどいの企 画をする子は知っていたかもしれませんが、知らないと結構避けたりして いるようです。あと、他の保護者からも、比較的手ごろな価格で出ている ものがあり、QRコードで期間的に注文できることを後から知って、もっ と映っておけば良かったというのを聞いたりもするので、わかりやすく表 示していただければと思います。よろしくお願いします。
- ・ その他委員の皆様から何かありますか。
- 発言なし
- ・ 無いようですので、日程第7「報告事項」はこれで終了いたします。
- ・ 日程第8「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、7月26日(水)に定例会を開催したい旨を説明した。】
- ・ 以上で令和5年第9回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後4時21分終了

- ・香遠教育長
- ・磯部教育総 務課長
- 池委員
- 香遠教育長
- ・岩崎委員
- ・磯部教育総 務課長
- 岩崎委員
- 香遠教育長
- 委員全員
- 香遠教育長
- 瀧川委員

- · 香遠教育長
- 委員全員
- · 香遠教育長

· 香遠教育長